

資料

No.3

歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について（抄）

平成18年6月14日
財政制度等審議会

財政制度等審議会 財政制度分科会、
歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同会議名簿

(平成18年6月14日現在)

[財政制度等審議会会長 兼 財政制度分科会会長 兼 歳出合理化部会会長]	西室 泰三	(株) 東京証券取引所取締役会長
[財政構造改革部会会長]	本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
[委 員]	板垣 信幸	日本放送協会解説主幹
	井上 礼之	ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO
	井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
○ 岩崎 慶市		(株) 産業経済新聞社論説副委員長
	幸田 真音	作家
	河野 栄子	(株) リクルート特別顧問
	柴田 昌治	日本ガイシ(株)代表取締役会長
	高木 剛	日本労働組合総連合会会長
	竹中 ナミ	(社福) プロップ・ステーション理事長
○ 田近 栄治		国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院教授
	立石 信雄	オムロン(株)相談役
	玉置 和宏	(株)毎日新聞社特別顧問(論説担当)
	寺尾 美子	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中村 桂子	(株) JT生命誌研究館館長
[臨時委員]	岩田 一政	日本銀行副総裁
	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
	小野 邦久	独立行政法人都市再生機構理事長
	勝俣 恒久	東京電力(株)取締役社長
	北城 格太郎	日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
	木村 陽子	地方財政審議会委員
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
	嶋津 昭	市町村職員中央研修所学長
○ 富田 俊基		中央大学法学部教授

糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター理事長
野中 ともよ	三洋電機(株)代表取締役会長兼CEO
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
松井 義雄	(株)読売新聞東京本社代表取締役会長
三村 明夫	新日本製鐵(株)代表取締役社長
宮本 勝浩	関西大学大学院会計研究科教授
保田 博	関西電力(株)顧問
山口 剛彦	独立行政法人福祉医療機構理事長
吉川 洋	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
吉田 和男	国立大学法人京都大学経営管理大学院長
[専門委員]	
秋山 喜久	関西電力(株)代表取締役会長
五十嵐 隆	(株)産業経済新聞社客員論説委員
石 弘光	中央大学総合政策学部教授
今井 敬	新日本製鐵(株)相談役名誉会長
岩本 康志	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
田中 豊蔵	元(株)朝日新聞社論説主幹
田中 直毅	経済評論家
俵 孝太郎	評論家
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部助教授
水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
吉野 良彦	(財)トラスト60会長
渡辺 恒雄	(株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

(注1) 上記は五十音順。

(注2) ○は建議の起草検討委員。

はじめに

人口減少・少子高齢化やグローバル化等が進展していく中で、我が国が将来にわたり持続的に発展していくためには、経済社会の諸制度を絶えず変革していかなければならない。中でも財政は、国の諸制度の根幹をなす極めて重要な制度であるが、現在の我が国の財政は、古今東西稀に見る非常に厳しい状況にある。財政の持続可能性が確保されない限りは、国民の将来に対する不安を払拭することは到底なしえず、我が国の今後の展望を語ることはできない。

財政制度等審議会は、これまで一貫して財政健全化の必要性を説き、累次の建議や国民との直接対話などを通じて、既得権益化してきた歳出構造から脱却し、限られた財政資源のより厳格な配分と適正な負担を実現すべきと主張してきた。こうした流れの中で、ここ数年で歳出構造の見直しも進められ、国債発行額も漸減してきてはいるが、財政健全化は未だ道遠しといわざるを得ず、諸外国における経験にも照らし、今こそ財政健全化の取組みを加速すべきである¹。政府は、本年半ばを目途に、歳出・歳入一体改革の選択肢及び改革工程を明示することとしているが、財政健全化に向けた足どりをより強固なものとするためには、目指すべき具体的目標を明確に掲げ、そこに至る具体的な道筋を明示することが極めて重要である。

こうした認識の下、当審議会においては、我が国財政の健全化に向けた基本的考え方と中期的な視点からの歳出改革の具体的方策について議論し、審議結果をここにとりまとめた。本建議を踏まえ、政府は歳出・歳入の一体改革に全力で取り組むべきである。

I. 岁出・歳入一体改革の基本的考え方

1. 財政の現状

我が国の財政は、依然として非常に厳しい状況にある。一般会計の歳入歳出の動向を見ると、近年縮減傾向にあるとはいえる、依然として30兆円規模の新規国債発行を余儀なくされ、その大部分が赤字国債である。国債残高は平成18年度(2006年度)末で542兆円に上る見込みであり〔資料I-1-1参照〕、特例公債から脱却した平成2年度(1990年度)末と比較して376兆円、3.3倍の増加となっている。また、税収と比較すると約12倍もの水準に達

¹ 例えば、EU各国においては、近年財政収支が悪化しているが、これはユーロ導入前後の好況時における財政健全化努力が不足した結果と認識されている(「財政制度等審議会 海外調査報告書」(平成18年5月)より)。

し、これは第二次世界大戦末期に匹敵する。国債費について見ると、税収に対する比率は約40%で、西南戦争や日露戦争後の時期に次いで高い水準にある〔資料I-1-2参照〕。

国債残高の増加要因についてみると、平成2年度から平成18年度の国債残高の増加のうち、歳出の増加による要因が約130兆円、税収の減少による要因が約140兆円である〔資料I-1-3参照〕。歳出の増加は、90年代には専ら公共事業関係費の増加（約60兆円）が主因であったが、近時は公共事業関係費については相当に削減が進んできた。他方、最近は高齢化の進展による社会保障関係費の増加が顕著であり、平成2年度からの社会保障関係費の増加累計は約90兆円と、公共事業を上回っている。過去5年間でみても、社会保障関係費の増加を、公共事業を始めとする他の歳出の削減では埋めることができないという姿になっている。

国債残高の累増に伴い、過去に発行された国債が次々に満期を迎える際の発行額が巨額となっており、現状では新規国債の3倍以上にも上っている〔資料I-1-4参照〕。新規国債と借換債を合わせた実際の国債発行額は、平成18年度で140兆円規模となり、税収の約3倍にも達する。今後、経済成長が高まれば税収は増加するが、国債金利も期待成長率、期待インフレ率の上昇を反映し上昇すると予想され、国債発行額が税収の3倍となっている現状においては、経済成長に伴う利払い負担の増加が税収の増を大きく上回ってしまう可能性が高い。言い換えれば、我が国の財政は金利上昇に極めて脆弱になっているのである。

また、金利の上昇は、経済成長に伴ってのみもたらされるわけではない。財政の健全性に対する信認が揺らげば、リスクプレミアムの上昇という形によつても金利は上昇することとなる。

2. 財政健全化の目標

金利上昇に対する財政の脆弱性は、とりも直さず巨額の国債残高に原因がある。従って、今後財政健全化を進めるに当たっては、債務残高に着目した財政運営が必要不可欠であり、債務残高を経済の身の丈にあった範囲に抑制し管理していくかなければならない。現在政府は2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指として掲げているが、それは一里塚にすぎず、債務残高の対GDP比を確実に引き下げていくことを目指し、そのための目標を明示的に掲げることが極めて重要であると考える。そのためには、基礎的財政収支を均衡させるだけでなく、相当程度の黒字を継続していくことが必要となる。

とりわけ、国債の金利は国内全ての者の資金調達コストに直結するものであ

るため、国債の信認を維持・向上することは、我が国経済全体の観点からも必要である。そのためには、財政の持続可能性を確保する道筋を市場に示していくなければならず、国の債務が発散するリスクを小さくするために、国債残高をGDP比で見て引き下げていくことは極めて重要である。国と地方がそれについて財政の健全化を目指さねばならないのはこのためである。

当審議会においては、総人件費改革や郵政民営化等これまでの改革の効果を織り込み、国的一般会計に係る長期試算を行った（以下、「長期試算」）〔資料I-2参照〕。それによれば、名目経済成長率3%、名目金利4%の場合には、2011年度における基礎的財政収支赤字は▲13.1兆円（基礎年金国庫負担割合の引上げ所要額2.8兆円につき、税制上の措置を講じる場合²）、国債残高対GDP比は2006年度の105%から115%に上昇する。また、2025年度には基礎的財政収支赤字が▲26.5兆円に拡大し、国債残高対GDP比は172%に上昇し発散していく状況が示された。

国債残高をGDP比で見て安定的に引き下げていくためには、2010年代初頭に基礎的財政収支の均衡を達成した後に、その後も基礎的財政収支の黒字を確保することが必要となる。その規模については、金利と成長率の動向にかかるが、金利が成長率を1.0%程度上回り、仮にそれが1.5%程度に拡大しても国債残高対GDP比を発散させないようにするためには、少なくとも対GDP比で1.5%程度の基礎的財政収支の黒字幅が必要である。

なお、金利と成長率の関係については様々な議論があるが、1980年代以降³の平均でみれば、金利が成長率を概ね1%程度上回り、1990年代以降⁴の平均ではその差が1.5%程度となっている。また、諸外国においても、財政の将来を展望する際には名目金利が名目成長率を上回る堅実な見通しを前提としている例がほとんどである。特に、足下では成長率が金利を上回っているアメリカやカナダでさえも、長期的にはその関係が逆転するとの前提を採用していることに留意すべきである。これらを踏まえ、財政健全化において目指すべき目標を掲げ、そこに至る道筋を示すに当たっては、堅実な見通しを前提とすべきである。

3. 歳出・歳入一体改革の必要性

上述の「長期試算」で示されているように、今後改革が行われなければ財政収支は悪化の一途をたどることとなる。2011年度における基礎的財政収支

² 当該所要額につき税制上の措置が講じられない場合は、2011年度における基礎的財政収支は15.9兆円となる。

³ 1979年（昭和54年）に改正外為法が施行され、また1984年（昭和59年）に為替先物取引の実需原則が撤廃されるなど、資本取引の自由化が進められた。

⁴ 1994年（平成6年）に普通預金金利が自由化され、預金金利の自由化が完了した。

の均衡及び2015年度の基礎的財政収支の対GDP比で1.5%の黒字確保を、それぞれ歳出削減のみで達成する場合の仮定計算においては、国債費を除く全ての経費を一定率で削減する場合、社会保障を含め全ての経費を、2011年度においては18%、2015年度においては32%削減する必要があること等が示されている。歳出を一律削減する場合の影響について機械的に試算してみると、例えば社会保障の分野においては、2011年度に以下のような制度変更を全て行う必要がある。

- ・ 医療に係る自己負担を約2倍に引上げ
- ・ 介護に係る自己負担を約2.5倍に引上げ
- ・ 基礎年金支給開始年齢を69歳程度に引上げ
- ・ 約20万人の児童の保育の取止め
- ・ 児童手当の支給対象年齢を小学校4年生以下に引下げ

従って、膨大な收支ギャップを歳出もしくは歳入いずれか一方で埋めることは非現実的であり、歳出・歳入両面から改革を行っていくことが必要である旨が改めて確認されていると言えよう。諸外国におけるこれまでの財政健全化の事例を見ても、歳出・歳入両面から様々な改革が行われていることに留意すべきである⁵。

このように財政健全化の目標を確実に達成するためには、歳出・歳入両面からの具体的な取組みを明らかにし、一体として改革を進めていく道筋を明確に示すべきである。

4. 岁出改革の基本的考え方

(1) 岁出の抑制と徹底的な見直し

歳出・歳入一体改革に当たっては、まずもって歳出削減に厳しく取り組んでいかなければならないことは言うまでもない。無駄の排除、コスト削減、制度改革、事業の評価等あらゆる視点から、社会保障、地方財政、公共事業を始めとする全ての経費について聖域なく徹底した見直しが必要であり、またこれらの取組みは国民の財政への信頼を確保するためにも極めて重要である。

中でも、社会保障は、先に述べたように、近時の財政状況の悪化の最大の要因となっている。今後人口減少と少子高齢化が急激に進展する中で、社会保障給付のための公費負担は経済の伸びを上回って増加し続ける見込みであり、こ

⁵ 例えば、アメリカにおいては、1990年代、包括財政調整法（OBRRA）等に基づき、国防費や社会保障費等の歳出削減とともに高所得者や法人への課税強化が行われ、財政収支は1998年度に黒字化した。また、カナダにおいては、同じく1990年代、プログラムレビュー（歳出の厳しい優先順位付け）による大胆な歳出削減とともに法人課税の強化等が行われ、1997年度には財政収支が黒字化した（「財政制度等審議会 海外調査報告書」（平成18年5月）より）。

の状況を放置すれば、将来世代への負担の更なる先送りを避けては通れず、社会保障制度そのものへの国民の不安と不信を増幅することになる。社会保障制度の持続可能性を確保することは、財政全体の持続可能性確保にとっても極めて重要であり、将来に向けた見通しを踏まえながら社会保障の給付と負担の在り方について検討を行っていく必要がある。

また、経済成長に資するという理由から様々な施策が提案されているが、これらも徹底した歳出削減の例外ではない。歳出・歳入一体改革の枠組みの中で、将来の国民負担とならないよう既存施策の廃止縮減による財源の捻出など厳しい努力を前提として実施されなければならない。

(2) 特別会計の見直し

当審議会は、全特別会計を対象として、財政健全化への貢献や国民への説明責任を十分に果たすこと等を目的として徹底した見直しを行い、昨年11月21日の「特別会計の見直しについて」において提言を行ったところである。その後、政府においても検討が行われ、その結果が、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(以下、「行政改革推進法」)に盛り込まれた。今後は、これに沿って、決定事項については速やかに実行するとともに、検討事項については改革案に示されている方向で実行すべきであり、特に以下のようないくつかの取組みが必要である。

- ・ 特別会計の統合に当たっては、事務費等の経費の重複や無駄の排除による効率化などの効果を最大限発揮すべきである。
- ・ 「特別会計整理合理化法案(仮称)」の策定に当たっては、借入金規定や剰余金の繰越し規定等の「一般会計と異なる取扱い」の必要性を厳しく精査すべきである。
- ・ 特別会計に係る情報の開示については、特別会計と一般会計を含めた国全体の財政状況がどのようにになっているのかを分かりやすく提示するなど、国民にとっての分かりやすさに最大限配慮すべきである。

(3) 独立行政法人、特殊法人等向け財政支出の抑制

平成13年度以降、行政改革推進の観点から、国の機関や特殊法人等の独立行政法人化の取組みが積極的に進められてきたが、運営費交付金など、独立行政法人(104法人)向け財政支出は、約3.3兆円(平成18年度予算、特

別会計を含む)に上っている⁶。〔資料I-4-1参照〕。

独立行政法人は、効率性を高めるために自律的な業務運営を尊重する仕組みとなっているが、その業務の在り方は国の歳出と密接に関係しており、国が財政健全化に向けた歳出の徹底した見直しを進める中で、行財政改革推進の趣旨に沿って、業務・組織全般にわたって厳しい見直しに取り組んでいくことは当然である。

こうした観点から、独立行政法人の中期目標・中期計画の見直しに当たっては、国の政策ニーズ等を踏まえた業務・組織の抜本的見直し、人件費を含めた経費の徹底的な効率化、自己収入の増加等、あらゆる角度から国民負担を減らすための努力を行い、財政支出の縮減を図るべきである。また、中期目標期間中にあっても、毎年度の予算編成において、経費の効率化を含め、業務全般にわたって不斷の見直しを進め、財政支出の抑制につなげていくことが必要である。

また、特殊法人等向け財政支出についても、平成13年度以降実質的に約1.8兆円を削減する等の成果を上げてきたところであるが、引き続き、事業の整理合理化を徹底的に進めることにより、財政支出の抑制を図っていくことが重要である〔資料I-4-2参照〕。

(4) 資産・債務改革

現下の厳しい財政状況に鑑みれば、国の資産について精査し、売却可能な資産はできる限り売却・有効活用し、財政健全化に最大限役立てることが重要である。その際、国の資産の中には、例えば財政融資資金貸付金のように、縮減しても見合いの負債(財投債等)が減少するだけで普通国債圧縮等の財源となる資産があることを踏まえ、財源となる資産とならない資産とを明確に区分する必要がある〔資料I-4-3参照〕。

その上で、国の資産(ストック)の売却による一時的な財源は、原則として、国債残高(ストック)の縮減に活用することにより資産・負債を両建てで削減し、後年度の国債費縮減を図るべきである。同時に、歳入面(フロー)では、未利用国有地、一般庁舎・宿舎等の売却促進・有効活用による税外収入の増加も図るべきである。

⁶ 独立行政法人の数は、平成13年度の57法人から、多くの特殊法人等からの移行があった平成15年度には95法人になり、現在は104法人。

なお、国立大学法人は現在91法人であり、財政支出は約1.3兆円(平成18年度予算)。

(5) 隨意契約の見直し

随意契約については、公益法人等との間で不透明で非効率な随意契約が行われているのではないかとの種々の問題が指摘されているところである。現在、政府において随意契約の適正化のための取組みが進められているが、公共調達においては、一般競争入札が原則であり、随意契約は例外的な場合のみに抑制すべきである。

随意契約の見直しに当たっては、国民からいやしくも疑念を抱かれないものとするべく徹底した見直しを行い、一般競争入札が原則である本来の姿にするべきである。また、例外的に随意契約による場合については、随意契約によることとした理由等について、国民に対する説明責任を十全に果たす必要がある。

随意契約に係る情報の開示については、平成17年度以降、公表基準を大幅に引き下げ、契約の相手方、契約金額、随意契約によることとした理由等について、各省庁のホームページにおいて公表し、透明性を高めるための取組みが行われているところであるが、随意契約に係る情報の公表の更なる充実を図り、国民に対する説明責任（アカウンタビリティー）の適切な履行に努めるべきである。更には、随意契約に限らず、公共調達全体について国民に対する説明責任を十全に果たすための情報開示の方法について、検討を進める必要がある。

また、独立行政法人等についても、こうした国の取組みを踏まえ、随意契約の適正化を図り、運営の効率化、合理化を進めていくことが重要である。

(6) PDCAサイクルの確立

限られた財政資金の効率的活用のためには、「P l a n (予算編成) — D o (予算の執行) — C h e c k (評価・検証) — A c t i o n (予算への反映)」のサイクルにしたがって、予算がどのように執行され、どのような成果が得られたのかを検証し、その後の予算編成に活用することが重要である。このような取組みは、財政の透明性及び説明責任の向上にもつながるものと考えられる。

予算執行調査については、平成14年度から累計で200事業の調査を行い、予算の無駄の排除・質の向上に一定の成果を上げたところである。今後とも、予算編成過程において、予算執行調査を始めとして、決算及び会計検査院の決算検査報告、各府省が行う政策評価等を積極的に反映・活用することを通じて、予算の質の一層の向上・効率化を図るべきである。

なお、平成18年度予算においては、直近の執行実績を踏まえて、予算積算と執行実績との間の顕著な乖離を一掃する取組みを行ったところであるが、今後とも予算執行実績を的確に踏まえた積算とする努力を継続すべきである。

(7) 公会計整備の一層の推進

国の財政状況に関する説明責任の履行と財政活動の効率化・適正化に資するため、企業会計の考え方を活用した財務書類の整備が進められてきたところであり、昨年9月には、国全体のフローとストックの財務状況を開示する「国の財務書類(平成15年度)」が作成・公表され、これまで順次整備されてきた財務書類が一通り出揃ったところである〔資料I-4-4、I-4-5参照〕。

今後は、こうした財務書類が十分に活用され、その本来の機能が果たされるようにしていくことが重要な課題であり、当審議会が取りまとめた「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日)〔資料I-4-6参照〕における提言に沿って、財政の効率化・適正化に向けた財務情報の活用の促進等について積極的に取り組むべきである。

特に、企業会計の考え方を活用した財務書類については、一定の基準に基づき性格の類似した団体等の間の比較を行う上で有用であることに鑑み、地方公共団体同士の財政状況の比較・分析や、独立行政法人の業務実績の評価における類似した形態の業務を行う他法人との比較・分析などにおいてその具体的な活用を図るべきである。

予算書・決算書については、その表示科目を政策評価における「施策」程度の括りと原則として一致させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化を更に進めていく方向で見直しが行われているが、本年度中に検討・検証を終え、平成20年度予算を目途に実施することを目指すべきである。

II. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策

1. 基本的考え方

2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化、及びその後の相当程度の基礎的財政収支黒字幅の維持に向けては、厳しい歳出削減を行う必要がある。まずは歳出の各分野において、歳出削減を継続・強化していくことが必要である。この基本的考え方立ち、以下各歳出分野における中期的な歳出削減方策及び平成19年度予算編成における課題を論じる。

2. 社会保障

(1) 総論

ア. これまでの取組み

高齢化の急速な進展等を受け、社会保障の給付と負担が急速に増大していくという中長期的な見通しの下、当審議会としては、社会保障制度全体に係る国民負担の総量に着目し、制度の持続可能性に対する重大な懸念を指摘するとともに、経済と社会保障のバランス、自助と公助の適切な役割分担、世代間の公平の確保等の観点から、社会保障制度改革の断行を提言してきた。

これらの問題提起に対し、この5年間においては、2度にわたる医療制度改革、診療報酬・薬価の引下げ、雇用保険制度改革、年金制度改革、介護保険制度改革が連年にわたり行われ、給付水準の抑制、公的給付の範囲の見直し、自己負担の見直し等、国民負担の増大の抑制を意識した改革が行われている。この結果、社会保障関係費の自然増については概ね1.1兆円程度抑制されている⁷。

イ. 社会保障をめぐる状況

これらの改革により給付水準の抑制を図った上でもなお、高齢化の進展等により社会保障給付は増大しており、その結果、社会保障関係費の伸びも著しく、平成18年度予算では、一般歳出に占める割合は44.4%にまで増大している。

また、今後についても、社会保障給付は経済の伸びを上回って増大していくことが見込まれている。

特に、公費負担（国・地方の税負担で賄うこととされている部分）については、「社会保障に係る安定財源確保についての論点整理」（以下、「論点整理」）【別添1】参照における試算で示したとおり、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げや、高齢化に伴う医療・介護分野における需要の量的拡大等に伴い、2006年度の28兆円（恩給分0.9兆円を除く）が、厚生労働省試算に基づく自然体の場合、2011年度で36兆円、2015年度で43.5兆円まで増加し、社会保障給付に占める比重が引き続き高まっていくと見込まれている。また、こうした状況は、現在の財政状況を踏まえれば、「論点整理」でも

⁷ 過去5年間（平成13年度～平成18年度）の社会保障関係費の推移を見ると、累次の制度改革等による削減（約1.1兆円）や三位一体改革による補助金削減（約1.5兆円）の結果、約3.0兆円の増加となっている。

述べているとおり、医療・介護等の社会保障給付の受益を現世代が受ける一方、それを賄うための税負担は将来世代に先送りされていることになっている。

ウ. 今後の取組み

このように、高齢化の進展等を受け、社会保障給付と負担、就中、公費負担の増大が見込まれる中で、国民生活のセーフティネットとしての役割を担う社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことが重要である。このため、社会保障の給付と負担は表裏一体であること、すなわち、給付を抑制しないのであれば負担は増加し、負担を抑制するのであれば給付の削減が必要となることを再確認した上で、給付と負担の水準を国民的な議論の中で選択し、社会保障の給付と負担のバランスを確保していく必要がある。

その際、国民にとって、真に必要な給付とは何かを精査する必要がある。具体的には、

- ・ 自助努力で対応する部分と公的制度で対応する部分の役割分担を検証し、公的分野が関わるべき範囲の見直しを行う。同時に制度間の重複等の見直しを行う。
- ・ 今後、高齢者向けの給付が大きく伸びる中で、高齢者を一律に弱者と捉えるのではなく、年齢を問わず負担能力に応じて積極的な貢献を求め、世代間の公平の確保を図る。
- ・ 医療・介護等の給付は保険料や税負担で賄われていることを踏まえ、サービス提供コストの抑制を図る。

このような見直しを通じて、国民の負担にも目を配りつつ、引き続き給付の重点化・効率化を図っていく必要がある。各制度ごとの改革方策については、これまで当審議会においても具体的提言〔資料II-2参照〕を行ってきたところであり、歳出・歳入一体改革を睨み、各制度ごとに明確な時間軸をもって、これらの方策に取り組む必要がある。

その上で必要となる給付に対する負担については、「論点整理」で示したとおり、将来世代に先送りする事がないよう、安定的な財源を確保する必要がある。

こうした取組みにより、国民の安心・信頼を確保することが重要である。

エ. 平成19年度予算編成

国の財政の持続可能性を確保し、歳出改革を継続・強化するためには、社会保障関係費の自然増の抑制を図ることが引き続き重要な課題となる。上述のように、中長期的な制度の持続可能性を確保する観点から、負担できる範囲内に

給付費の増大の抑制を図っていくためには、給付の重点化・効率化に向けて、少なくともこれまでの改革努力を継続・強化する必要がある。平成19年度予算編成に当たっては、こうした中期的な方針の下、社会保障関係費の自然増を制度改革等により大幅に削減する必要がある。

(中略)

(3) 雇用

雇用については、特別会計改革の観点から、雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）の見直しを進めてきた。更に、「行政改革推進法」において、雇用保険の国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとするとされた。

この特別会計改革の趣旨を踏まえ、雇用保険制度の根幹である失業等給付が、被用者のみを対象とする労使の共同連帯による保険制度であることを考えれば、平成19年度予算編成において国庫負担の廃止を含めた在り方の見直しを行なうべきである。

また、雇用保険三事業についても、失業等給付の抑制に資する観点から、事業の在り方そのものについても抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、雇用対策については、引き続き、雇用のミスマッチが依然として大きい若年者対策や雇用情勢の地域差の改善、更には、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなり得るような環境整備など、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。

(後略)